

●「第3次鳥栖市環境基本計画（案）」パブリック・コメント手続 提出意見について

1. パブリック・コメント手続の概要

- (1) 案件名：第3次鳥栖市環境基本計画（案）
- (2) 意見募集期間：令和3年12月13日（月）～令和4年1月13日（木）
- (3) 意見提出数：47件（2名）

2. 提出意見と市の考え方

(掲載は意見提出の早い順)

NO	意見者	受付日	該当箇所	提出意見	市の考え方
1	A	1月12日	本編 P12	<p>今、ツバメやスズメなどの野鳥が激減しております。このページに書いてあったように人口増加に伴う開発、山林農地の減少が原因と思われます。田んぼだった所が住宅になり森林などありません。食べ物もなく住む所もないようでは、人間だけの事を考えた環境問題だと強く思います。</p> <p>巣箱の設置や小さな鳥達の生活を勉強するのも自然の事や環境の事など考える機会になるのではないのでしょうか。</p> <p>壊された自然は元には戻れませんし、鳥、虫、草花などは言葉を伝える事もできません。人間中心の生活ばかりを優先させるのではなく、野鳥や小さな虫達、草花など自然にたくさんいる生き物と共に共有していける環境になっていけたらという事を願っております。</p>	<p>ご意見のとおり、野鳥や小さな虫達、草花などは、身近な環境の事を考える上で重要な視点であると思います。</p> <p>いただいたご意見は、市が主催する環境をテーマとする講座など、今後の事業実施の参考にさせていただきます。</p>
2	B	1月13日	本編 P2	<p>計画の役割② 第7次鳥栖市総合計画を環境面から実現する</p> <p>『本計画は「第7次鳥栖市総合計画」に示された6つの「基本目標」のうち、主に「1. 自然との共生を図り、未来へつなぐまち」を担います。』と記載されていますが、第7次鳥栖市総合計画のそのほかの基本目標も環境基本計画と関連していると考えますが。</p> <p>○第7次鳥栖市総合計画の基本目標</p> <p>「基本目標2.快適な生活を支えるまち」の1.都市と自然が調和した計画的な土地利用の推進、3.社会基盤施設の整備と安定的な維持管理 5.分かりやすく、利用しやすい、地域に愛される公共交通の実現</p> <p>「基本目標3.安全で安心して暮らせるまち」の2.暮らしの安全と安心の確保 3.快適な住環境の提供</p> <p>「基本目標5.子どもが心豊かに育つまち」の2.未来を創る子どもを育む教育の推進 4.青少年の心豊かな育みの推進</p> <p>「基本目標6. 活力と賑わいにあふれるまち」の1. 農林業の振興 森林活用の推進</p>	<p>第7次鳥栖市総合計画においては、基本目標1が特に環境との関連性が深いため『主に「1. 自然との共生を図り、未来へつなぐまち」を担います。』と記載しておりますが、ご意見のとおり、他の基本目標と関連している点を認識しております。</p> <p>内容としては、第7次鳥栖市総合計画の各基本目標を踏まえて第3次鳥栖市環境基本計画（案）を作成しており、実際に事業・取組を行う際にも、第7次鳥栖市総合計画との整合を図るよういたします。</p>
3	B	1月13日	本編 P3	<p>計画の位置づけの根拠矢印が「鳥栖市環境基本条例」←「第3次鳥栖市環境基本計画」になっているが「鳥栖市環境基本条例第8条の規定に基づき」と記載されているため矢印の向きが逆ではないのでしょうか。</p>	<p>図中では「鳥栖市環境基本条例第8条の規定に基づき」ではなく「根拠」と言い換えておりますので、矢印の向きには誤りはないと思われませんが、このように言い換えると、ご意見のとおり誤解を生む恐れがありますので、図中の「根拠」を「基づく」に替えるとともに、矢印の方向を逆方向にいたします。</p>
4	B	1月13日	本編 P6	<p>第2章 計画がめざすもの</p> <p>2ページで「① 鳥栖市環境基本条例の基本理念を実現する」と記載されていますが、「計画の理念」と「鳥栖市環境基本条例の(基本理念)」の理念の違いはなぜでしょうか。</p> <p>理念とは「根底にある根本的な考え方(こうあるべき)、目標、手段」と考えると、理念は同じであるべきではないのでしょうか。</p>	<p>鳥栖市環境基本条例の理念は、環境の保全について鳥栖市の姿勢を示したものです。計画の理念は令和4年度から令和13年度までの環境行政の指針となるものであり、鳥栖市環境基本条例の基本理念に沿った内容になっていると考えています。しかしながら、ご意見の様な考え方も踏まえて、本計画の指針であることを表現するために「計画の目的」と修正いたします。</p>

NO	意見者	受付日	該当箇所	提出意見	市の考え方
5	B	1月13日	本編 P10	<p>取組の柱と方向性</p> <p>取組の柱「1) みどり・生き物を大切にする」</p> <p>目標「市民がみどり・生き物に親しみやすいまち」について</p> <p>ここでの「生き物」とは何が考えられるのでしょうか。私としてはみどり=山林に住んでいる生き物として考えると、有害獣の猪や猿・アライグマのイメージしか浮かびません。市民が猿に遭遇した場合、親しむ機会として餌を与えたりして人間を恐れなくなり、農作物の被害増加や人家に出没することも考えられますが。</p> <p>取組の柱1から「生き物」を削除してはどうでしょうか。(12.13ページも同じく削除)</p> <p>「生き物とのふれあい」は、現状の山里近辺では危険を伴うのでは。</p>	<p>ここでの「生き物」は、山林に生息する生き物に限らず、街なかに生息する鳥や虫等も含めます。危険な生き物が出没した際は、市民の皆さまへ注意喚起を行います。危険ではない生き物に親しむことは子どもにとって自然を学ぶ大切な機会であると考えているため、取組の柱1は「生き物」の記載は計画案のとおりといたします。</p>
6	B	1月13日	本編 P10 P14	<p>取組の柱2には「生き物」の記載がないが、取組の方向性には「生き物」の記載があるため、取組の柱2を「水・生き物を大切にする」に変更したらどうでしょうか。(14ページも変更)</p>	<p>ご意見のとおり、取組の柱2にも生き物の内容は含まれますが、取組の柱は、端的に表現するため重複する文言を避けたいと考えております。そのため、「生き物」は取組の柱1のみへ取り入れたいと考えております。</p>
7	B	1月13日	本編 P12	<p>地球温暖化対策(CO2削減)として、みどり(森林)は大切だということを記載する必要はないのでしょうか。</p>	<p>第4章 第2次鳥栖市地球温暖化対策実行計画(区域施策編) P35 鳥栖市の対策の1つとして「◎温室効果ガスの吸収量を増やすため、有機農薬等の環境に配慮した農業の促進や、良好な環境の森づくりの推進を図ります。」と記載しており、「地球温暖化対策としてみどりは大切です。」に類した表現であると考えています。</p>
8	B	1月13日	本編 P13	<p>行政の主な取組</p> <p>「・山林・丘陵などの自然環境を保全します。」とありますが、山林・丘陵は、生きものの生息の場の提供、良好な景観形成、気候変動の緩和、水源の涵養等の機能や防災・減災機能が発揮されるよう生態系の持続的な管理、保全と再生に取り組むことが重要ですが、現状の取組としては「保全します」だけで簡略すぎるのではないのでしょうか。</p> <p>「山林・丘陵などの自然環境の保全管理として、森林の環境を整えたり災害を未然に防いだりすることに取り組めます。」に変更したらどうでしょうか。</p> <p>また、現状として山林の所有者も高齢化が進んでいると考えますが管理状態の把握・所有者の山林管理の意向確認はできているのでしょうか(森林経営管理事業の推進)。また、保全活動を担う人づくりを市民団体や事業者等と協働により取り組むことも必要ではないのでしょうか(森林保全推進事業の推進)。</p>	<p>いただいたご意見を踏まえて「・山林・丘陵などの自然環境を保全するとともに、山林の適切な管理に努めます。」と修正いたします。</p> <p>森林経営管理事業の推進につきましては、担当課である農林課で事業推進を図ってまいります。また、保全活動を担う市民団体や事業者等の取組をPRするなどの支援を検討してまいります。</p>
9	B	1月13日	本編 P13	<p>「自然や生き物に親しむ機会・場所・きっかけづくり」で「・市民のレクリエーションの拠点となる場を整備し、活用を促進します。」とありますが、これは遊具等が設置されたレクリエーションの拠点となるのでしょうか。生き物の生態系保全からするとよろしくないのでは。また、遊具で遊ぶことに集中し、周りの自然と親しむきっかけとはならないのではないのでしょうか。</p>	<p>「レクリエーションの拠点となる場」は河川プールや鳥栖市民の森、朝日山等の自然を感じることでできる場所を指しています。</p>
10	B	1月13日	本編 P13	<p>「みどり・生き物を大切にする」とありますが、なぜ「大切」にする必要があるのかについて触れられていない。</p>	<p>幅広い市民に読んでいただくことを重視して文章をコンパクトにまとめているため、一般常識として考えられる背景など、記載内容が不十分と感じられる部分はあると考えています。</p> <p>一方で、みどり・生き物に限らず、環境の重要性については「取組の柱7 行動する人を育てる」に関連しており、各種情報提供や環境教育等を通して、地道に市民へ伝えていくことが重要と考えています。</p>

NO	意見者	受付日	該当箇所	提出意見	市の考え方
11	B	1月13日	本編 P13	市民活動団体等による自然や生き物に親しむ機会づくりで、市民・行政に「親子で川の生き物調査隊」と記載されていますが、これは15ページの市民活動団体等による水辺を身近に感じる機会づくりに記載すべきではないでしょうか。ここでの取組の柱は「みどり・生き物を大切にすること」では。	ご意見のとおり「親子で川の生き物調査隊」は15ページに記載いたします。
12	B	1月13日	本編 P13	取組の目標で使用されている市民アンケート調査の対象者数・調査方法・期間・回収数(率)はどのようなのでしょうか。	計画策定時に、資料編として掲載いたします。
13	B	1月13日	本編 P14	目標の記載内容を「市民が水に関心を持ち、川がきれいに保たれ多くの生き物が生息するまち」または、「市民が水に関心を持ち、多くの生き物が生息するきれいな川に保たれたまち」に内容変更してはどうでしょうか。	取組の柱②では水を大切にすることに焦点を当てているため、計画案のとおりといたします。
14	B	1月13日	本編 P14	「表-水質環境基準（BOD75%値）の達成状況」について「年度別75%値」のR1の値が高くなっている酒井東橋（宝満川）1.7、浮殿橋（沼川）1.0の理由について記載する必要はないのでしょうか。	年度ごとの環境レポートに記載いたしますので、本計画では記載いたしません。
15	B	1月13日	本編 P14	取組の方向性 16ページに「ポイ捨てや不法投棄対策の推進」、22ページに「海洋プラスチックごみ問題」と記載されていますが、この「水を大切にすること」でも取組の方向性として「河川へのプラスチックごみの不法投棄やポイ捨てによる影響について学習する。」ことが必要ではないでしょうか。（プラスチックごみが川から海に流れ着いて一部はマイクロプラスチックになり海の生態系に悪影響を及ぼしている。）	環境は多分野にまたがる内容が多いため、本来は多分野で触れるべき内容もありますが、幅広い市民に読んでいただくことを重視して文章をコンパクトにまとめているため、同じ表現を複数個所で表現することは出来る限り避けております。 一方で、ご意見のとおり、河川へのプラスチックごみの不法投棄やポイ捨てによる影響について学習することは重要であると考えておりますので、ご意見の内容については環境に関する各種情報提供や環境教育などで参考にさせていただきます。
16	B	1月13日	本編 P14	「親水性を高める取組」の意味はなんのでしょうか。	「水や水辺の親しみやすさを向上させる取組」という意味で記載しています。しかし、意味が伝わりづらいため「生き物が住みやすい水辺づくりなどの環境整備」と修正いたします。
17	B	1月13日	本編 P15	「行政の主な取組 水辺と水辺の生き物にふれあう機会の増加」について「・生き物の生息環境に配慮した水辺空間の整備および利用促進を行います。」とありますが、現状ほとんどの川は水害対策として護岸ブロック(コンクリート)となっており水辺に近づくことが出来ない状況ではないでしょうか。うかつに近づくと水難事故を起こす可能性がある。	子どもたちが水辺に近づくことが難しく、水辺へ親しみにくい状況になっており、水環境の大切さを体感する機会が減少していることを踏まえて、市民活動団体等と連携し、安全に水辺に親しみその重要性を体感する経験や、併せてその危険性についても学習する取組を例として挙げております。
18	B	1月13日	本編 P15	「市民活動団体等による水辺を身近に感じる機会づくり」の「取組例」に13ページ「市民活動団体等による自然や生き物に親しむ機会づくり」の取組例に記載されている「親子で川の生き物調査隊」を追加する必要はないのでしょうか。	ご意見を踏まえて「親子で川の生き物調査隊」を主催するとともに、団体によるイベントを、行政による既存の清掃活動と連動させ、学びや体験を盛り込んだイベントとして実施します。また、市の広報・SNS等を利用してPRを支援します。」と修正いたします（No.11と同様）。
19	B	1月13日	本編 P15	取組の目標でR3年度実績の「7地点中 7地点で達成（R1）」の（R1）は何を意味しているのでしょうか。（17ページにも同じ様な(R2)が記載してあります。）	令和3年度時点では、確定値が出ていないため令和元年度、令和2年度の値を記載しているという意味ですが、伝わりづらいため注釈を記載いたします。
20	B	1月13日	本編 P16	「海洋プラスチックごみ問題」として22ページに記載されていますが、不法投棄やポイ捨てによるプラスチックゴミは、川から海に流れ着いて一部はマイクロプラスチックになり海の生態系に悪影響を及ぼすだけでなく、最近は大気中にも拡散しはじめていることが問題視されています(福岡市の大気や降水中の成分分析から確認されている)。鳥栖市でもマイクロプラスチックの観察・分析が必要となるかもしれない。そうならないためにも不法投棄やごみのポイ捨てをなくす必要がある。	鳥栖市では、不法投棄防止対策として不法投棄防止パトロールや監視カメラ設置に取り組んでいます。不法投棄の件数は減少傾向にありますが依然としてなくなっていないため、引き続き不法投棄防止対策に取り組んでまいります。また、マイクロプラスチック問題についても取り組んでいかなければならないと認識しており、今後の事業実施の参考にさせていただきます。

NO	意見者	受付日	該当箇所	提出意見	市の考え方
21	B	1月13日	本編 P16	<p>「現状と課題」について</p> <p>『不法投棄やポイ捨てを「させない」「許さない」雰囲気づくりに引き続き取り組んでいくことが求められます。』とありますが、ここでの「雰囲気づくり」とはどのようなことをするのでしょうか。現状として、雑草が茂っている高速道路沿いの道や川の土手道、雑木林等に不法投棄やポイ捨てが多く見受けられます。このような場所には、不法投棄罰金いくら・防犯カメラ作動中等の立札を見かけますが抑止効果になっていない。</p> <p>更に、小学生に地域への愛着を持ってもらうために「ポイ捨て防止」等のポスター看板を描いてもらい地区内の数ヶ所に設置してあるが、その設置場所でもこみが散乱している。そのため、ポスターを描いた小学生本人が設置された場所のごみの現状を見たら悲しむとともに地域への愛着が薄れるのではないのでしょうか。</p> <p>不法投棄やポイ捨てを「させない」「許さない」とするのであれば、実際に監視カメラを取り付けて監視し、市報鳥栖等で市民に知らせることで、強い抑止効果になるのではないのでしょうか。(清掃活動回数の削減効果になる)</p>	<p>不法投棄やポイ捨てを「させない」「許さない」雰囲気づくりにはまちのきれいな状態が維持されることが必要です。鳥栖市では、不法投棄の早期発見、早期回収を行い、国や県などが管理する敷地内等への不法投棄があった場合には管理者へ連絡をし、連携しながら環境美化に努めています。また、不法投棄の誘発を防止するために、あき地等の適正管理の呼びかけ等を行っています。</p> <p>ポスター看板については、大人だけでなく、将来大人になる小学生(世代)自身への啓発にもなると考えております。ゼロにならないから止めるのではなく、少しずつでも改善していくという考え方にに基づき、今後も継続することが重要であると考えています。</p> <p>また、監視カメラにつきましては市内数カ所に設置しており、不法投棄監視カメラが設置してあることの広報は今後検討してまいります。</p>
22	B	1月13日	本編 P17	<p>行政の主な取組</p> <p>「自然資源を活かした景観形成(取組の概要)」について</p> <p>「周辺の山並・・・・・・を活かし、水と緑のネットワークによる連続性を意識した景観の形成を図ります。」とありますが、「水と緑のネットワークによる連続性を意識した景観の形成を図ります。」とは、現状の地形(景観)に手を加えて景観変更(形成)を図るのでしょうか。そうであれば、手を加えることで生態系への悪影響があるのではないのでしょうか。</p>	<p>鳥栖市では、市街地を取り囲むように自然資源が分布しており、北側及び西側には雄大な山並が、東側及び南側には広大な農地が広がり、それらを河川等が繋ぐことで自然環境の連続性のある網(水と緑のネットワーク)が形成されています。</p> <p>こうした区域については、現状の地形等に手を加えて景観の変更を図るのではなく、開発を抑制し、既存の自然環境を保全しながら活用することで、自然豊かな景観の形成を図ることとしています。</p>
23	B	1月13日	本編 P18	<p>取組の方向性</p> <p>「公共交通や自転車などの利用促進」について</p> <p>「佐賀県自転車活用推進計画」を活用し市民を対象とした電動アシスト付き自転車の導入費用に対する補助金制度を作ることにはできないのでしょうか。少し遠いところでも自転車を使用するようになる。また、山手の方にも楽に自然を満喫しに行ける。</p> <p>自転車の魅力として</p> <p>自転車は二酸化炭素を排出しないエコな交通手段です。</p> <p>自転車は移動距離が5km未満の場合は、他の交通手段に比べて最も所要時間が短い交通手段です。</p> <p>(参考: 福岡県は自転車購入時、保険加入が必要。佐賀はまだの不要です。)</p>	<p>いただいたご意見については、今後の事業実施の参考にさせていただきます。</p>
24	B	1月13日	本編 P19	<p>行政の主な取組</p> <p>「大気・騒音などの調査・監視」について</p> <p>農村部で野焼きの煙が上っているのを見受けられますが、これに対する行政対応はどうされているのでしょうか。</p> <p>例外があるのであれば、トラブル防止として市民に周知することが必要とはないのでしょうか。</p>	<p>野焼きの事実を確認した際は、原因者に指導を行っています。農業を営むためにやむを得ない場合等の野焼きは例外として認められていますが、近隣への配慮が必要であると呼びかけています。野焼き禁止の周知につきましては、市報への掲載や回覧を行っています。</p>

NO	意見者	受付日	該当箇所	提出意見	市の考え方
25	B	1月13日	本編 P19	「公共交通や自転車などの利用促進」について 「鳥栖市地域公共交通網形成計画」では、公共交通を利用しにくい交通空白地域の解消手段として、ミニバスの運行を行うとありますが、この交通空白地域は「バス停から半径 300m 及び鉄道駅から半径 500mを超える区域で、集落の集積が認められる一帯のエリア。」となっているため、バス停から半径 300m以内の地域でもバスの運行本数が少なく利便性が悪い地域が存在しており、地域の実情に沿ったミニバス運行条件見直し(緩和)の対応検討が必要と考えます。 また、この様な地域は農村部(市街化調整区域でスーパーやコンビニが無い)が多く高齢者率も高いため、運転免許返納促進による「買い物難民」を作らないためにもミニバス運行条件の見直し検討が必要ではないでしょうか。	ミニバスに関するご意見につきましては、担当課である国道・交通対策課にもお伝えし、情報共有いたします。
26	B	1月13日	本編 P20	「取組の柱⑤ 地球温暖化を防ぐ」は、第4章第2次鳥栖市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に重複する形で記載されているため、「取組の柱⑤」を削除しても良いのではないのでしょうか。（同じようなものがあると、相違点を探してしまい記載内容が理解しにくくなる。）	ご意見のとおり「第2次鳥栖市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を内包することで重複する点は多いですが、環境基本計画では、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の内容まで詳しくは書かなくとも、見開き（2ページ）で地球温暖化分野の取組の概略をお伝えできる内容が必要と考えているため計画案のままいたします。
27	B	1月13日	本編 P20	取組の方向性 「・第2次鳥栖市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の運用」とありますが 「第2次鳥栖市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の運用(第4章 29ページ記載)」を追加して、本計画書に記載されていることを知らせる。	ご意見のとおり、「(第4章 29ページ記載)」の文言を追加いたします。
28	B	1月13日	本編 P20	表-「市民1人あたりCO2排出量(単位:t)」H27:H28:H29のCO2排出量について 「令和元年度鳥栖市環境レポート」では、鳥栖市の人口及び市民1人あたりCO2排出量はH27:12.6t H28:11.8t H29:11.3tと記載されており、この表の記載数値と相違がありますがなぜでしょうか。	国の統計が更新され、温室効果ガス排出量についても過去に遡って更新されたため値が合わなくなっています(国の元データにより、過去に遡って更新されることは多々あります。)
29	B	1月13日	本編 P20	取組の目標 R13年度目標の「6.3t/人/年」は32ページの【グラフ2 2050年度までの市域における温室効果ガス排出量の削減イメージ】から算出された数字でしょうか。	ご意見のとおり【グラフ2 2050年度までの市域における温室効果ガス排出量の削減イメージ】から算出したものです。
30	B	1月13日	本編 P22	「表-ごみ排出量(総量および1人当たり)の推移」について 横軸のH22H23「H」がダブって記載されています。	ご意見のとおり表を修正いたします。
31	B	1月13日	本編 P23	行政の主な取組 「3R運動の推進 取組の概要」について 「・食品ロスの削減をします。」ではなく他項目の記載表現と合わせて「・食品ロスの削減に取り組みます。」に修正したらどうでしょうか。 また、「食品ロス」の説明記載は必要ないでしょうか。	ご意見のとおり「食品ロスの削減に取り組みます」に修正いたします。また、「食品ロス」を注釈にて説明記載いたします。
32	B	1月13日	本編 P23	「資源回収の推進 取組の概要」について 「・資源回収を行います。」は実際に行政が行っているのでしょうか。行っていないのであれば削除したらどうでしょうか。また、「・資源物の集団回収などを支援します。」に「・資源物の集団回収などを支援し、ごみ減量化・リサイクルの推進を図ります。」に修正したらどうしょう	鳥栖市でも資源物の回収を行っています。また、行政の主な取組のなかで、【3R運動の普及啓発】【ごみ発生抑制】の記載をしていますので、計画案のとおりといたします。

NO	意見者	受付日	該当箇所	提出意見	市の考え方
33	B	1月13日	本編 P23	市民・団体、事業者等との連携による取組例 「3R運動の効果的な推進」について 「・リユース：不要になった衣服をバザー等で売買取して再利用します。」とありますが、22ページではReuse（リユース：再使用）と説明されているため。「再利用」ではなく「再使用」に変更すべきではないでしょうか。	ご意見のとおり「再使用」に変更いたします。
34	B	1月13日	本編 P23	「・リサイクル：ごみを適切に分別して処分します。」とありますが、22ページではRecycle（リサイクル：再生利用）と説明されているため。「処分」ではなく「再生利用(再資源化)」に変更すべきではないでしょうか。	ご意見のとおり「ごみを適切に分別することにより再生利用（再資源化）を促進します」に変更いたします。
35	B	1月13日	本編 P23	「取組の目標 リサイクル率」について 第7次鳥栖市総合計画 令和3年度実施計画では、リサイクル率※現状（令和元年度）：24.9% 目標（令和7年度）：24.6%と目標のリサイクル率が減少している理由として以下の※で説明してあります。 ※次期ごみ処理施設稼働に伴い、令和6年度からごみ処理方法が変更となり、処理後に発生する残渣の量（≒再資源化する量）が減少するため、目標年度のリサイクル率が現状より低下することとなる。 第7次鳥栖市総合計画で説明されているように、ごみ処理方法が変更(エネルギー回収型廃棄物処理施設稼働)によりリサイクル率が減少するのであれば、目標R13年度のリサイクル率(25.8%)がR2年度の24.1%より増加しているのはおかしいのではないのでしょうか。	ごみ処理方法の変更により当面はリサイクル率の減少は起きますが、変更後も徐々に資源化量+集団回収量を増加させることによりリサイクル率を向上させることを目標としています。
36	B	1月13日	本編 P24	「表-環境をテーマとする講演会・勉強会への参加意向」について 1%+8%+35%+57%=101%となります。(普通合計値100%ではないのでしょうか。) また、白黒印刷した場合、区別がつかないのでは。	構成比は小数点以下第1位を四捨五入しており、合計しても必ずしも100とはなりませんので、その旨を追記いたします。 また、グラフ等の体裁については今後変更予定であり、ご意見を参考にさせていただきます。
37	B	1月13日	本編 P25	行政の主な取組 「環境講座」とは、「出前講座」のことでしょうか。	まちづくり推進センターでは出前講座とは別に環境分野の講座を実施しています。しかし、ご意見のような誤解を生む恐れがあるため、「まちづくり推進センターにおける市民向け環境講座や、市民・事業者などの要請に応じ出前講座を実施・支援します。」と修正いたします。
38	B	1月13日	本編 P25	取組の目標 「環境をテーマとする講演会・勉強会などへの参加意向」について 実績R3年度「9%」と減少していますが、これはコロナ禍の影響でしょうか。	コロナ禍により講演会・勉強会の開催が減少したり、参加を控えたことなどが影響して、関心や参加の意欲が薄れたことも一因と考えられます。
39	B	1月13日	本編 P29	「第4章 第2次鳥栖市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」について 鳥栖市ホームページの平成25年3月策定は、今後更新されるのでしょうか。 それとも、第3次鳥栖市環境基本計画に内包することで削除されるのでしょうか。	第2次鳥栖市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）が新たな地球温暖化対策実行計画として位置付けられるため、平成25年3月策定のは更新は行いませんが、ホームページで閲覧できるようにしておきます。令和4年度からの計画は第3次鳥栖市環境基本計画に内包していることを表記いたします。
40	B	1月13日	本編 P30	第3章までは、年号で記載されていたが、第4章は西暦で記載されているためわかりづらい。どちらかに統一するか、併記(30ページの計画期間)してもらいたい。	地球温暖化対策のものは、国際的な方針からの転載などで西暦表記が多いため、第4章のみ併記いたします。

NO	意見者	受付日	該当箇所	提出意見	市の考え方
41	B	1月13日	本編 P30	計画策定の背景 「・・・新たな「鳥栖市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定することにしました。」を、「・・・今回新たに本計画の第4章 第2次鳥栖市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」として内包策定することにしました。」に修正したらどうでしょうか。	ご意見も踏まえて、以下のように修正いたします。 今回新たに「第2次鳥栖市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」として、本計画の第4章に内包し、策定することとしました。
42	B	1月13日	本編 P31	「環境省の自治体排出量カルテより鳥栖市の温室効果ガス排出量をみる・・・」と記載されているため、各部門の合計を各年度のCO ₂ 排出量として記載されたと考えますが、第7次鳥栖市総合計画と同じように、「1人当たりのCO ₂ 排出量」で記載することはできないでしょうか。	各部門ごとの変化を確認するため、計画案のとおりといたします。
43	B	1月13日	本編 P31	長期目標 ※森林等による温室効果ガスの吸収等を踏まえ、温室効果ガスの実質ゼロを目指す 「目標年度：2050年度」を追記してはどうでしょうか。	ご意見のとおり、「目標年度：2050年度」を追記いたします。
44	B	1月13日	本編 P35	「②省エネルギー性能の高い設備・機器の導入促進（ハード系）」について 【新しいことに取り組もう！】にZEBは記載されていますが、「ZEH」の記載は必要ないのでしょうか。	ご意見を踏まえて、「ZEHやZEB等の脱炭素に向けた省エネ建築物の推進を図ります。」と修正いたします。
45	B	1月13日	本編 P35	「③鳥栖市におけるエネルギー転換（再生可能エネルギーの導入促進）」について 今回「スマートコミュニティの構築」が記載されていませんがなぜでしょうか。	スマートコミュニティの構築は脱炭素社会の実現のために必要な取組の1つと考えられますが、鳥栖市においては再生可能エネルギーの導入促進を優先すべきと考えており、本計画では記載しておりません。
46	B	1月13日	本編 P36	「⑥地球温暖化への適応策」について 【これまでやってきたことを更に推進しよう！】に「みどりの保全と創出を・・・ともに、樹木が持つ蒸散作用による気温低減効果の活用を推進します。」と記載されていますが、一般的は「樹木は光合成により大気中のCO ₂ を吸収するとともに酸素を発生させながら炭素(C)を蓄え成長死すことで地球温暖防止の役割を果たしています。」と記載されますが、この「樹木が持つ蒸散作用による気温低減効果」は、ここに記載するだけ効果があるのでしょうか。	蒸散（地中の水分を吸収し葉から放出する）はご意見のとおり限定的な効果でありますが、周辺環境の気温低減につながるため原案のとおりいたします。
47	B	1月13日	本編 P36	「≪参考≫次世代自動車の導入によるCO ₂ 削減」について 2030年度の全国新車販売台数に占める次世代自動車（EV、FCV等）の割合が50～70%程度になれば、自動的に鳥栖市でも2030年までに14,080トンのCO ₂ 削減が図れるということでしょうか。	鳥栖市域においても新車販売台数に占める次世代自動車の割合が50～70%になれば14,080トンのCO ₂ 削減が図れるという意味です。